

## ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

ロシアは正当な理由もなく隣国ウクライナへの侵略に踏み切り、小さな子どもを含む多くの人命を奪っている。これはウクライナ国民が有する「戦争による恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」を侵害するものであり、国連憲章に基づく平和の国際秩序を根底から突き崩すものである。

たとえいかなる異論や不満があろうとも、話し合いではなく力による解決はあってはならないことであり、真の解決から遠ざかるものでしかない。

まして、プーチン大統領が「核兵器の使用も辞さない」と他国を威嚇するなど絶対にあってはならないことであり、唯一の戦争被爆国である日本国民として断じて許せない。

ロシア政府が軍による攻撃を即時かつ無条件に停止し、ウクライナ全土から撤退することを強く求めるとともに、平和の回復に向けて国際法に則った誠意ある対処を強く求める。

併せて、日本国政府には邦人の安全確保はもとより、我が国への影響対策と事態の解決に向け、積極的な対応を尽すよう求める。

令和4年3月11日

島根県吉賀町議会